





~ A 冬の生活を応援します!





暖房用燃料や衣料品の購入、住宅の断熱対策等冬期間にかかる経費の一部を助成するこ 内容 ととしています。

12月1日現在、和寒町民であり、冬期間に町内の自宅に居住する世帯で下記の①~④ のいずれかに該当する世帯 ※長期間(12月1日~3月31日までの期間を超える)、施設 入所や入院療養等で居住していない場合は対象になりません。

令和元年度の町民税が非課税の世帯			④生活保護世帯
①高齢の方がいる世帯	②障がいのある方がいる世帯	③ひとり親等世帯	少土心体暖巴市
全員が65歳以上の世帯	障がいのある方が同居している世帯	児童扶養手当の支給	生活保護を受給
(令和2年3月31日ま	(1) 療育手帳所有者	要件に該当する方の	している世帯
でに満 65 歳になる方を	(2) 身体障害者手帳所有者(1•2級)	属する世帯	
含みます)	(3) 精神障害者保健福祉手帳所有者		

助成額 1万円 (和寒町商業振興協同組合発行商品券 500 円× 20 枚)

請 期間 令和元年 12月6日~令和元年 12月30日

場所 保健福祉センター または 役場お客さま窓口

代理の方でも 申請できます

申請に必要なもの

- ①申請書 申請書は広報わっさむ 12 月号に折り込みしてあります
- ② 印 鑑
- ③対象の世帯であることが証明できるもの(保険証や障害者手帳など)

お問い合わせ:保健福祉課福祉係 TEL 32-2000

年 あ n れ

~年末調整・確定申告まで大切に保管を!~

◎国民年金保険料は社会保険料控除の対象

令和元年中に国民年金保険料を納付されたかたには、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」 が11月または翌年2月に日本年金機構から送付されます。

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・町道民税の社会保険料控除の対象となります。

控除の対象となるのは、平成31年1月から令和元年12月までに納められた保険料の全額です。過 去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族(配偶者や お子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられ ます。年末調整や確定申告の際に必要となりますので大切に保管してください。

◎11月に送付されるかた

平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方

◎2月に送付されるかた

令和元年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納付された方

お問い合わせ先 ねんきん加入者ダイヤル 電話番号0570-003-004

〈受付期間〉令和元年11月1日(金)~令和2年3月15日(日)

〈受付時間〉・月~金曜日 午前8時30分~午後7時00分

- 第 2 土曜日 午前 9 時 00 分~午後 4 時 00 分
- ・祝日(第21曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用できません。